新山手病院　施設基準

令和８年11月

【厚生労働大臣の定める掲示事項】は以下の通りです。

入院基本料に関する事項

当院は

急性期病院Ｂ一般入院料

結核病棟入院基本料 10 対１

地域包括ケア入院医療管理料２

回復期リハビリテーション入院料５　を届出しております。

【関東信越厚生局長への届出に関する事項】

当院では次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

≪基本診療料≫

・急性期病院Ｂ一般入院料

・結核病棟入院基本料 10 対１入院基本料

・地域包括ケア入院医療管理料２

・回復期リハビリテーション入院料５

・継続的に賃上げに係る取組をしている保険医療機関の基準

・救急医療管理加算

・診療録管理体制加算１

・医師事務作業補助体制加算１　２５対１補助体制加算

・急性期看護補助体制加算

２５対１急性期看護補助体制加算（看護補助者５割以上）

・夜間 100 対１急性期看護補助体制加算

・看護補助体制充実加算１

・看護職員夜間配置加算 看護職員夜間１６対１配置加算１

・看護・多職種協働加算２

・電子的診療情報連携体制整備加算１

・療養環境加算

・地域加算２

・重症者等療養環境特別加算

・栄養サポートチーム加算
・医療安全対策加算１
・感染対策向上加算２　連携強化加算　サーベイランス強化加算
・病棟薬剤業務実施加算１
・術後疼痛管理チーム加算
・患者サポート体制充実加算
・地域支援・医薬品供給対応体制加算１
・データ提出加算２のロ
・入退院支援加算１、入院時支援加算２
・認知症ケア加算３
・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・協力対象施設入所者入院加算
・看護職員処遇改善評価料 50
・入院時食事療養（Ｉ）

≪**特掲診療料**≫

・電子的診療情報連携体制整備加算２（医科）
・電子的診療情報連携体制整備加算１（歯科）
・地域歯科診療支援病院歯科初診料
・歯科外来診療医療安全対策加算２
・歯科外来診療感染対策加算３
・歯科治療時医療管理料
・外来栄養食事指導料の注２に規定する基準
・心臓ペースメーカー指導料の注５に掲げる遠隔モニタリング加算
・がん性疼痛緩和指導管理料
・薬剤管理指導料
・医療機器安全管理料１
・外来放射線照射診療料
・二次性骨折予防継続管理料１
・二次性骨折予防継続管理料２
・二次性骨折予防継続管理料３

・救急搬送医学管理料２、夜間休日救急医学管理料２及び救急医学管理料の注３に掲げる救急外来緊急検査対応加算２
・院内トリアージ実施体制加算
・救急患者連携搬送料２
・心不全再入院予防継続管理料１及び２
・精密触覚機能検査
・検体検査管理加算（Ⅰ）・検体検査管理加算（Ⅱ）
・BRCA1/2 遺伝子検査
・時間内歩行試験及びシャトルウオーキングテスト
・ヘッドアップティルト試験
・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
・外来腫瘍化学療法診療料１、外来化学療法加算１
・外来腫瘍化学療法診療料１の連携充実加算
・生活習慣病管理料（Ⅱ）
・充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）
・充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）
・充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）
・無菌製剤処理料
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料２の持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
・心大血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・がん患者リハビリテーション料
・集団コミュニケーション療法料
・歯科口腔リハビリテーション料Ⅱ
・リハビリテーションデータ提出加算
・CAD/CAM 冠
・骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術に限る。）
・椎間板内酵素注入療法

・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）

・大動脈バルーンバンピング法（IABP 法）

・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡胃瘻造設術を含む）

・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

・乳がんセンチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）

・輸血管理料Ⅱ

・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）　１．麻酔に従事する医師が専従で実施する場合

・麻酔管理料　（Ⅰ）

・放射線治療専任加算/外来放射線治療加算

・高エネルギー放射線治療/・画像誘導放射線治療（IGRT）

・高エネルギー放射線治療 イ 乳癌に対する全乳房照射の場合（一連につき）

・クラウン・ブリッジ維持管理料

・酸素の購入価格の届出

定置式液化酸素貯槽（CE）0.15 円/ℓ

可搬式液化酸素容器（LGC）0.26 円/ℓ

小型ボンベ（3000L 以下）1.59 円/ℓ

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５

・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５

・入院ベースアップ評価料 126

・入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しております。

Japan Anti-Tuberculosis Association
新山手病院
Shin-Yamanote Hospital